「戸籍に氏名のフリガナ」休日届出窓口の開設

戸籍法の改正により、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。

大垣市に本籍のある人へ、記載予定の「フリガナ」の通知を令和７年８月下旬から順次郵送しています。通知された「フリガナ」に誤りがある場合は、令和８年５月25日までに届出をしてください。

下記のとおり各会場で、氏名のフリガナの休日届出窓口を開設します。本籍が大垣市でない人も届出ができます。

詳しくは、窓口サービス課（☎47－8763）へ。

※いずれも受付時間は、午前９時30分～午後３時30分

と　き	ところ
10月12日(日)	西地区センター、南地区センター、宇留生地区センター、川並地区センター、赤坂東地区センター
10月26日(日)	興文地区センター、北地区センター、日新地区センター、中川地区センター、赤坂地区センター
11月９日(日)	江東地区センター、和合地区センター、三城地区センター、西部研修センター、上石津地域事務所、墨俣地域事務所
11月23日(日)	東地区センター、安井地区センター、綾里地区センター、荒崎地区センター、青墓地区センター

９月は「消費者啓発強化月間」

市は、毎年９月を「消費者啓発強化月間」と定めて、悪質商法や振り込め詐欺などに対する注意喚起と、市民の皆さんが消費者トラブルに遭わないように啓発活動を展開します。

もし、「被害に遭った」「おかしいな…」と心配な時や、困った時は一人で悩まず、すぐにお電話ください。

《イラスト協力》
大垣女子短期大学

【相談窓口】

▶大垣市消費生活相談室（☎75－3371、e－mail：ogaki188@shohiseikatsu21202.jp）

＊**とき**／平日の午前９時～午後５時（祝日、年末年始を除く）

▶消費者ホットライン（☎188「いやや！」）

＊**相談方法**／消費者ホットライン「188」に電話していただくと、お近くの消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します

【出前講座】

▶悪質商法対策の出前講座（要予約）

自治会や各種団体の会議などに職員が出向いて、悪質商法に関する講話などを行う出前講座を随時受け付けています

＊**申込**／市民活動推進課（☎47－7651）へ

９月１～10日は「屋外広告物適正化旬間」

国土交通省は、屋外広告についてのルールを守ってもらうために９月１日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」と定めており、全国でさまざまな啓発活動が行われます。

期間中、本市でもリーフレットの配布や違反広告パトロールなどの啓発活動を実施します。

▶屋外広告物にはルールがあります

屋外広告物は、生活に必要な情報を提供し、まちに活気をもたらしてくれます。しかし、屋外広告物が無秩序に設置され、適切に管理されないと、良好な景観を損なうだけでなく、落下や倒壊などの事故につながるおそれがあります。

こうした事態を防ぐため、屋外広告物の表示などについては「岐阜県屋外広告物条例」などに基づきルールが定められています。

詳しくは、都市計画課（☎47－8694）へ。

市ＨＰ

審議会などの傍聴ができます

定例農業委員会		担当：農業委員会事務局（☎47－8614）
９／５(金)	14:00～	市役所８階 大会議室
・農地の権利移動や転用について　ほか		
大垣祭の軸等修理委員会		担当：文化振興課（☎47－7202）
９／11(木)	14:00～16:00	市役所６階 教育委員会室
・令和６年度の修理実績について　ほか		

敬老の日(9/15)・秋分の日(9/23) ごみ収集のお知らせ

問合せ　クリーンセンター（☎89－4124）

収集日	もえるごみ	もえないごみ ペットボトル	プラスチック製容器包装（ボトル・カップ・トレイ）
9/15(月・祝)	収集します <月・木の区域>	収集を休みます この日が収集日の区域は、9/18(木)に収集します	
9/23(火・祝)	収集を休みます この日が収集日の区域は、9/26(金)に収集します		

トイレ詰まりの原因となります

一度に大量に流さない

トイレットペーパーを一度に大量に流すことは、トイレ詰まりの原因となります。

トイレに流せるティッシュ・掃除シートなどであっても、一度に大量に流さず、少量ずつ流すようにしてください。

また、水に溶けにくいティッシュ・紙おむつ・生理用品などは、トイレに流さないようにお願いします。

トイレが詰まったときは

トイレが詰まったときは、市販のラバーカップを使うと、軽度であれば解消できることがあります。便器の排水口にラバーカップを密着させ、静かに押し付け、勢いよく引いたり押したりを数回繰り返してください。このとき、汚水が飛ばないようにビニールシートをかぶせて作業しましょう。

詰まりが解消できない場合は、市指定の下水道排水設備指定工事店にご相談ください。詳しくは、下水道課（☎47－8713）へ。

上・下水道の使用開始・中止の申し込みはお早めに

問合せ／水道料金等お客様専用窓口（☎71－8848）へ
<平日の午前８時30分～午後６時>

引越しなどで、上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です（井戸水による下水道使用も含む）。

お早めに、水道料金等お客様専用電話へ連絡してください。

使用開始・中止する３営業日前から１か月前までの期間は、インターネットで24時間申し込みが可能です。市ＨＰの「上・下水道使用開始・中止申込専用ページ」から申し込みください。

水道等の申込専用ページ

スマートフォン用　携帯電話用

運営／大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ㈱」

水道料金などのお支払いは口座振替が便利です！

「Ｗｅｂ口座振替受付サービス」をご利用ください

水道料金などのお支払いは、口座振替が便利で安心です。市内金融機関窓口で申し込みができますので、ご利用ください。

現在、上・下水道を利用している人は、自宅のパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、手軽に口座振替の申し込みができます（一部金融機関を除く）。市ＨＰのオンラインサービス「Ｗｅｂ口座振替受付サービス申込専用ページ」から申し込みください。

申込ページ